

# 経済要録

国

内

## ◆「普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の適債基準及び財務制限条項の見直しについて」

大蔵省は、3月26日、国内における公募普通社債、転換社債（上場会社及び店頭登録会社）及び新株引受権付社債（上場会社）の適債基準及び財務制限条項の見直しを行った。主な内容は以下のとおり。

### 1. 見直しの概要

#### （1）適債基準の緩和

無担保社債（普通社債及び新株引受権付社債）について、「B B B格相当（指定格付機関より取得したもの）以上」まで緩和

#### （2）財務制限条項の改善

ア. B B B格相当の普通社債及び新株引受権付社債について、所要の財務制限条項を付するとともに、親会社保証付普通社債について、保証会社（親会社）に対し、当該普通社債の保証後格付に応じて、所要の財務制限条項を付する

イ. A格相当の普通社債及び新株引受権付社債について、発行時に担保提供債務が純資産額の一定範囲内であることを要する旨の財務制限条項を廃止

ウ. B B B格相当の転換社債について、財務制限条項として特定物件の留保が必要な場合を、純資産額200億円未満から純資産額100億円未満に緩和

#### （3）親会社保証付普通社債の導入

2. 本見直しにおいて利用する格付は、指定格付機関（「企業内容等の開示に関する省令」＜昭和48年大蔵省令第5号＞第9条の3第3項ホに基づき大蔵大臣が指定した格付機関）より取得したものとする。

3. 本見直しについては、平成5年4月1日起債銘柄（発行決議ベース）から実施するものとする。

## ◆大蔵省、「金融機関の海外現地法人の証券引受業務について」事務連絡を発出

大蔵省は、3月31日、「金融機関の海外現地法人の証券引受業務について」の事務連絡を発出した。これは、金融機関の海外現地法人の証券引受業務に関する当面の取扱い及び留意事項について定めたもので、内容は以下のとおり。

1. 金融機関の海外現地法人は、本邦企業が海外市場において発行する社債券（居住者としての当該本邦企業と外国為替管理令第12条第5項各号のいずれかに定める関係を有する外国法人が海外市場で発行する証券又は証書で、社債券の性質を有し、本邦居住者が保証を行うことについて外国為替及び外国貿易管理法第22条第1項第1号の届出が必要となるものを含む。以下同じ。）の引受けに係る主幹事会社（目論見書が作成される場合においては、筆頭に記載されるものに限る。）となることについては、当面、以下の範囲で行うものとする。

（1）一回の発行額が100億円以下（外貨建ての場合には、1億ドル相当額以下）の社債券の引受けに係る主幹事会社となること。ただし、それにより、同一発行企業が同一金融機関のいずれかの海外現地法人を引受けに係る主幹事会社として過去3か月以内に海外市場で発行した社債券で、起債地の監督当局との関係で私募債として扱われていないものの発行額の累計が100億円（外貨建て債のみの場合には1億ドル相当額）を超えることとなる場合を除く。

（2）起債地の監督当局との関係で私募債として扱われている社債券の引受けに係る主幹事会社となること。

（3）政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券の引受けに係る主幹事会社となること。

- 
- (4) 親金融機関又はその子会社（居住者としての当該親金融機関と外国為替管理令第12条第5項各号のいずれかに定める関係を有する外国法人を含む。）が発行する社債券の引受けに係る主幹事会社となること。
- (5) 純資産の額が5,000億円以上の本邦企業が海外市場において発行する社債券の引受けに係る主幹事会社となること（上記（1）～（4）のいずれかに該当する場合及び当該社債券が転換社債券ないし新株引受権付社債券である場合を除く。）。ただし、一発行企業について、同一金融機関の全海外現地法人を通じ、一年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）に一回を超えないものとする。なお、既に本項に該当する起債がある場合には、上記（1）のただし書きの適用にあたって、当該起債より後に発行されたものののみについて累計額の計算を行うものとする。
2. なお、金融機関の海外現地法人（当該金融機関の親法人の海外現地法人を含む。以下同じ。）が行う証券引受業務（公共債に係るもの）を除く。以下同じ。）に関しては、当該金融機関の関与により、銀行法等において金融機関がその本来の業務に専念するよう定められている趣旨並びに外国証券業者に関する法律及び証券取引法第65条等の趣旨が損なわれることのないよう、以下の点を遵守するものとする。
- (1) 金融機関の役員又は職員（以下、「金融機関の役職員」という。）は、当該金融機関の海外現地法人の役員又は職員（以下、「海外現地法人の役職員」という。）とともに、同一の顧客を国内において訪問しないこと。ただし、海外現地法人の役職員とともに訪問すべき旨の要請が当該顧客からなされており、かつ、当該要請の目的が特定されている場合はこの限りではないが、その場合も、金融機関の役職員は、金融機関の業務についてのみ説明・勧誘し、海外現地法人の行う証券引受業務に言及しないこととする。
- (2) 顧客の要請がなく、かつ、自己の業務の遂行に必要な場合には、金融機関の役職員は、当該金融機関の海外現地法人が提供する商品又は役務に関し自己の評価、意見等を表明しないこと。
- (3) 金融機関は、海外現地法人が締結する元引受契約の内容を確定するための協議を代行しないこと。
- (4) 金融機関は、海外現地法人が引受けた有価証券の募集又は売出しの取扱いの代行を行わないこと。ただし、顧客の要請に基づいて当該海外現地法人を紹介することを妨げない。
- (5) 金融機関は、海外現地法人名義又は海外現地法人と共同名義の文書等を使用しないこと。
- 附 則
- 金融機関の海外現地法人の証券引受業務に係る既存の指導（編集注）については、平成5年4月1日をもってこれを廃止する。
- （編集注）いわゆる三局指導。
- ◆「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」の施行について  
「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」（平成4年6月26日公布、日本銀行月報平成4年5月号および同8月号経済要録参照）、ならびにその具体的細目を定めた政省令が4月1日より施行された。
- ◆公正取引委員会、「金融制度改革法の施行に伴う公正取引委員会の対応について」を発表  
公正取引委員会は、4月1日、「金融制度改革法の施行に伴う公正取引委員会の対応について」を発表した。主な内容は以下のとおり。
1. 金融機関等の業態別子会社方式による他業態への参入に伴って、独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることによって、独占禁止法違反行為を未然に防止し、金融市場等における公正かつ自由な競争の維持・促進に役立てるため、現段階において考えられる主要なものを「銀行・証券等の相互参入に伴う不公正な取引方法等について」として以下のとおり取りまとめた。
- (1) 親会社による子会社の不当な支援行為  
金融機関等が経済力を不当に利用して子会社を競争上有利な地位に置こうとする行為等であり、具体的な行為類型としては、次のものがある。

- ① 親会社が子会社との取引を強制する行為  
② 親会社が自己の商品・サービスと子会社の取り扱う商品・サービスを抱き合わせて取引する行為  
③ 親会社が自己の子会社の競争者との取引を制限・禁止する行為  
④ 子会社が親会社から有利なサービスを提供させることにより顧客を誘引する行為
- (2) 事業者に対する支配力の強化に関連する行為  
金融機関等が事業者に対する影響力等を利用して事業者に不利益を与える行為であり、具体的な行為類型としては次のものがある。
- ① 優越的地位を利用して、設立する子会社への出資を強制する行為  
② 優越的地位を利用して、取引先の資金の調達・運用を拘束して不利益を与える行為
2. 業態別子会社方式により、金融会社が50%超の株式を保有して子会社を設立することとなるが、独占禁止法第11条は金融会社が国内の株式を5%を超えて保有することを原則として禁止しているため、業態別子会社の株式を保有することについては、独占禁止法第11条第1項ただし書に基づく公正取引委員会の事前の認可が必要となる。公正取引委員会としては、本件に係る認可申請があれば、審査を行った上、問題がないと認められるものについては認可を行っていく。

#### ◆臨時行政改革推進審議会の中間報告について

臨時行政改革推進審議会（鈴木永二会長）は、4月6日、21世紀に向けた生活大国の実現等の課題を踏まえつつ、政府部門の果たすべき役割を再検討するとともに総合的な政策展開が可能な行政システムの構築に向けた改革の方策を検討した中間報告を取りまとめた。同報告における主な議論の項目は以下のとおり。

1. 行財政改革の必要性
  - 内外情勢の変化に対応した行政改革の推進
  - 国民負担率の上昇抑制、中長期的な財政基盤の確立
2. 政府部門の役割の見直し
  - 官主導から民自律への転換・規制緩和の推進
  - 地方分権の推進（地方分権特例制度等の早期実現、21世紀を展望した地方行政制度の在り方）

- 政府事業、特殊法人等の改革の推進
3. 総合的な政策展開が可能な行政システムの構築
  - 大きくりな事務配分を基本とした行政組織の在り方の検討
  - 総合調整機能の充実
    - 内閣による調整、予算、人事・組織等各省庁レベルの調整
  - 公務員の制度、運営の見直し
    - 採用、研修、人事交流、退職管理等の在り方

#### ◆「資産価格変動のメカニズムとその経済効果に関する研究会」報告書発表

「資産価格変動のメカニズムとその経済効果に関する研究会」（館龍一郎座長、大蔵省財政金融研究所主催）は、4月6日、「資産価格変動のメカニズムとその経済効果」と題する報告書を発表した。同報告書は、80年代後半から現在に至る株式・不動産等の資産価格の急激かつ大幅な上昇・下落が日本経済に及ぼした影響について、総合的に検討したもの。

#### ◆信託銀行等、貸付信託予想配当率等の決定方法を変更

信託銀行等各行は、貸付信託の予想配当率ならびに合同運用指定金銭信託の予定配当率の決定方法を、従来の長期金利を勘案した決定方式から、短期金利等をも踏まえた決定方式に変更、4月6日以降の新規募集・受託分より適用した。

#### ◆大蔵省、「証券投資信託委託会社の新規参入に伴うルール整備について」を発表

大蔵省は、4月9日、「証券投資信託委託会社の新規参入に伴うルール整備について」を発表した。その内容は、以下のとおり。

1. 投信会社の新規参入に伴って必要とされるルールの整備を図るために、証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令及び証券投資信託法施行規則の一部改正を行い、本日公布した。省令改正の内容は以下のとおり。
  - (1) 利害関係人（利害関係人が運用の指図をする信託財産を含む。）との取引については、通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件での取引を禁止する。

(2) 利害関係人の範囲については、次のとおりとする。

① 当該投信会社の役員に役員または使用人であった者となっており、かつ、当該投信会社に出資を行っている法人

② ①に掲げるものの親法人及び子法人

(注) 親法人及び子法人の概念は、証券取引法施行令第15条の2に定める「証券会社の親法人等及び子法人等」の概念と同一のものとする。

(3) 利害関係人との取引状況について、信託財産に関する報告書において、大蔵省に報告を行う。

(4) 投信会社が自ら販売を行う場合の勧誘行為に関して、次のような行為規制を行う。

① 断定的判断の提供による勧誘の禁止

② 虚偽、誤解表示による勧誘の禁止

③ 損失保証による勧誘の禁止

④ 特別の利益提供による勧誘の禁止

2. 省令の改正を行うほか、次のようなルール整備を行う。

(1) 投信会社の営業所について、業務方法書で次のように規定する。

「直接販売を行う場合は、本社、○○支店、○○支店を営業所として使用する。なお、関係会社の店舗等を営業に利用しない。」

(2) 投信会社の営業について、業務方法書で次のように規定する。

「投信会社は、利害関係人である金融機関が勧誘行為を行っていると認められるような共同の営業活動及び当該金融機関の営業員の利用は行わないこととする。」

(3) 抱き合わせ販売等について、業務方法書で次のように規定する。

「投信会社は、当該投信会社から受益証券を購入することを条件として利害関係人が顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該受益証券を販売することを行わないこととする。」

(4) 投信協会の自主ルールにあるノーリターン・ルール等は、設立から5年程度は適用しないこととする。

3. 改正省令の施行日である本年5月6日より、新免許運用基準に基づく設立母体審査に係る申し出を受け付けることとする。

## ◆「総合的な経済対策の推進について」

政府は、4月13日、経済対策閣僚会議を開催し、「総合的な経済対策の推進について」を決定した。その内容は以下のとおり。

### 1. 公共事業等の施行促進

(1) 平成5年度の公共事業等については、労務、資材等の面で支障を生じないよう十分配慮しつつ、上半期における契約済額の割合が全体として75%を上回ることを目指して、施行の促進を図る。

また、公共事業の配分に当たっては、各地域の経済情勢、社会資本の整備状況等を勘案して適切に行うものとする。

(2) 公共事業等の執行に際しては、審査・手続きの簡素化・合理化、迅速化を図り、年度当初から契約を円滑に進める。これにより、第1四半期において、できる限り多くの契約を行うよう努めるものとする。

また、中小建設業者に対する受注機会の確保を図る。

(3) 物品の購入についても、可能な範囲でなるべく早期に執行するよう努める。

(4) 地方公共団体においても、上記の各措置に準じて地方単独事業を含む事業の円滑な執行を図るよう要請する。

### 2. 公共投資等の拡大

公共投資等については、次のとおり総額10兆6,200億円の事業規模を確保することとする。この新たに追加される分も含め、年度を通じ公共事業等が全体として円滑に執行されるよう努める。

(1) 一般公共事業については、各地域経済の実情を踏まえ、国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮しつつ、事業費3兆6,400億円(公団等の事業を含む)を追加する。

このうち公共事業の円滑な実施を図るため、地価動向に十分配慮しつつ、4,000億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

また、災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとして事業費5,300億円を追加する。

(2) 国民生活基盤、研究開発基盤等の充実を図るため、教育、研究、医療、社会福祉等のための施設等の整備を推進することとし、事業費1兆1,500億円を追加する。

(3) 地方単独事業についても、地域の実情に即して道路、下水道、一般廃棄物処理施設等の住民に身近な社会資本の整備等を一層積極的に推進していくため、今後、2兆3,000億円の事業費の追加を要請し、これに必要な地方債措置等を行う。

また、公共用地の先行取得については、1兆2,000億円の事業費の追加を要請することとし、このため土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取得債等による積極的な対応を図る。

(4) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充を行い、事業規模1兆8,000億円を追加する。

### 3. 社会資本整備の新たな展開

今次の経済対策における社会資本整備に当たっては、情報化、高齢化等社会経済情勢の変化や「生活大国5か年計画」に示された将来への展望を踏まえつつ、景気の現状に的確に対応していくという観点から、様々な分野に幅広く投資を行うことにより、その効果がより広範にかつ直接的速効的に及ぶよう、その新たな展開を図る。

(1) 公共事業については、民間投資を誘発する等景気浮揚効果の高い事業（都市再開発、電線類の地中化等）や快適な生活環境の形成に資する事業（下水道、集落排水等）に特に配慮しつつ、国民生活の安全の確保、情報化、高齢化への対応、地域の活性化等の観点から事業の積極的推進を図る。

(2) 各種施設等については、大学、研究所等の老朽化した施設等の改善、教育、研究の高度化、情報化に対応した各種施設、システム等の整備、医療、社会福祉のための施設等や通勤・通学の混雑緩和を目指した都市鉄道の整備、官公庁施設や宿舎の整備等を推進する。

(3) また、地方単独事業についても、地方債等を活用しつつ、このような考え方によつて事業を推進し、各種施設、庁舎等の大規模改造、高齢者、障害者にやさしいまちづくり、情報化に対応した行政機関や学校、試験研究施設等の整備、電線類の地中化等を推進するよう要請する。

(4) 民間における社会資本整備についても上記のような考え方によつて進められるよう、日本開発銀行等を通じた財政投融資資金の積極的な活用等を図る。

#### 4. 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、住宅の建設やリフォームを促進するため、住宅金融公庫、年金福祉事業団等の住宅融資制度及び住宅取得促進税制を拡充する。

##### (1) 住宅融資制度の拡充

###### ① 住宅金融公庫

- (a) 貸付枠を5万戸追加し、60万戸とする。
- (b) 良質な住宅ストックの形成を図りつつ住宅の建設、購入を促進するため、一定規模以上の住宅を対象とし、基本貸付額を増額する（100～300万円）。

- (c) 個人住宅の建設、購入を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する（100万円）。

- (d) 住宅のリフォームを促進するため、住宅改良に係る特別割増貸付けの貸付額を増額する（300万円）。

- (e) 宅地供給を促進するため、宅地造成に対する融資制度を拡充する（住宅用地取得資金の融資率現行0～3割を5～8割に改定等）。

- (f) 個人の住宅建設と併せて宅地の取得を促進するため個人住宅建設の土地費に係る特別割増貸付けの貸付額を増額する（500万円）とともに、区画整理済地における住宅建設の建設費に係る特別割増貸付けを創設する（100万円）。

- (g) 優良分譲住宅等の建設を促進するため、建設資金に係る貸付額を増額する（500万円）とともに、償還期間を延長する（現行6か月を2年に改定）。

- (h) 貸付金利全般を引き下げるとともに、申込受付期間を延長する。

###### ② 年金福祉事業団

- (a) 一般貸付けの被保険者期間区分等の見直しを行う。

(b) 特別貸付けの貸付限度額を引き上げる（100万円）とともに、被保険者期間要件を緩和する（現行10年以上を3年以上に改定）。

#### (2) 住宅取得促進税制の拡充

住宅取得等をより一層促進することにより内需の拡大を図るため、借入金残高1,000万円以下の部分の税額控除率を、控除期間のうち当初2年について1.5%（現行1%）に引き上げるとともに、適用対象となる住宅の床面積上限を240m<sup>2</sup>（現行220m<sup>2</sup>）に引き上げるほか、現在適用対象となっている1戸建て住宅の増改築等に相当する一定のマンションリフォームを適用対象に追加する措置を講ずる（4月1日実施）。

### 5. 民間設備投資の促進

#### (1) 設備投資を促進するための税制上の措置

民間設備投資の促進のための1年間の臨時期限の措置（7月1日実施）として、

① 中小企業の設備投資を支援するため、中小企業者等の機械の特別償却制度について、特別償却率を引き上げる（現行14%を30%に改正）とともに、税額控除（7%）の選択適用を認めるほか、対象範囲を拡大する抜本的拡充を行い、中小企業機械投資促進税制（仮称）とするほか、

② 時短・就業環境改善、環境保全、輸入促進等に配慮した省力化・合理化投資を支援するため、新たに30%（中小企業は36%）の特別償却と7%（中小企業は8.4%）の税額控除を選択適用する高度省力化投資促進税制（仮称）を創設する。

本措置により、直接対象となる設備のほかそれに付随して購入される設備等を加えれば、相当規模の投資が促進されるものと期待される。

#### (2) 政府関係金融機関の融資の活用等

民間設備投資を促進するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等において総額5,200億円の貸付枠の追加等を行うとともに、省力化、事業転換等のリストラ関連投資、電気事業者の行う電線の地中化及び光ファイバーの敷設等のための融資制度について拡充を図る。

#### (3) 公共投資関連の民間投資

都市再開発等の公共事業を追加することに伴い、これにより誘発される民間投資が4,600億円程度見込まれる。

#### (4) 電力事業、ガス事業、N T T、K D D等の設備投資の円滑な実施

① 電力事業については、電源開発及び送電線等流通設備の整備等に最大限取り組むため、今回の経済対策の一環として、平成4年度実績見込みに約3,600億円上乗せした約5兆円の設備投資を計画しているほか、平成5年度下半期に予定されている発注のうち、1兆円程度を上半期に繰り上げることとしており、これらの円滑な実施を図るよう要請する。

特に、配電線の地中化については、関係省庁等による環境設備の進展に応じ、既存計画の前倒しに努力するとともに、情報基盤強化及び電気信頼度向上のための光ファイバーの敷設に積極的に取り組むよう要請する。

② ガス事業についても、供給力向上、保安強化の観点から、今回の経済対策の一環として、平成4年度実績見込みに約100億円上乗せした約3,000億円の設備投資を計画しているほか、平成5年度下半期に予定されている発注のうち、600億円程度を上半期に繰り上げることとしており、これらの円滑な実施を図るよう要請する。

③ N T T、K D Dをはじめとする第一種電気通信事業者の設備投資については、その経営体質の強化を図りつつ、ネットワークのデジタル化投資の繰り上げ、光ファイバー網関連投資の追加等、設備投資の前倒し及び設備投資額の上積みにより、平成5年度において設備投資を合計2,500億円程度促進するよう要請する。

### 6. 中小企業対策等

厳しい経営環境に直面し、資金繰りが悪化している中小企業の金融の円滑化を図るため、政府関係中小企業金融機関等の貸付規模の拡大等を図るとともに、中小企業に対する信用保証の一層の充実を図ることとし、総額1兆9,100億円規模の貸付枠の追加等の対策を実施する。

## (1) 中小企業等の資金調達の円滑化

- ① 中小企業の政府関係中小企業金融機関等への資金需要の高まりに対応するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫等の緊急特例限度貸付制度の限度額の倍増等を行うとともに、貸付規模を大幅に拡大する。
- ② 一時的な業況悪化により、資金繰りが悪化している中小企業の経営の安定を図るため、政府関係中小企業金融機関等に低利の中小企業運転資金特別貸付制度等を創設するとともに、緊急経営支援貸付制度の融資枠を拡大し、下請中小企業や円高等の影響を被っている中小企業に対する特別枠を創設する。
- ③ 国民金融公庫、中小企業金融公庫等に対する中小企業の債務返済の負担の軽減等を図るため、返済資金緊急融資制度を創設するとともに、中小企業の実情に応じた返済猶予への配慮、担保徵求の弾力化を指導する。
- ④ 中小農林漁業金融の円滑化を図るため、木材産業等高度化推進資金の貸付枠の拡充等を行う。

## (2) 中小企業に対する信用保証の充実等

- ① 担保不足等により、資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、中小企業信用保険法の保険限度額が倍額となる特定業種の指定を弾力的に実施するとともに、政府関係中小企業金融機関等からの融資に対する信用保証協会の保証の弾力的活用を図る。
- ② 信用保証協会の保証付融資を拡大するため、中小企業信用保険公庫に対し出資を行う。
- ③ 小企業等の資金調達の円滑化を図るため、国民金融公庫にある無担保・無保証の小企業等経営改善資金貸付制度（マル経制度）の貸付枠の拡大等を行う。

## (3) 設備投資の促進

- ① 中小企業事業団の高度化融資事業を前倒しして実施する。
- ② 中小企業の活性化に資する観点から、中小企業の設備投資促進のための1年間の臨時限の措置として、中小企業者等の機械の特別償却制度を抜本的に拡充し、中小企業

機械投資促進税制（仮称）とするほか、新たに創設する高度省力化投資促進税制（仮称）においても、特に中小企業について特別償却率及び税額控除率の割増しを行う。

## (4) 下請中小企業対策、官公需対策

- ① 景気低迷の影響の大きい業種について調査を充実・強化する等により下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図るとともに、下請取引相談事業の創設等による下請取引適正化促進のための体制を早期に整備する。
- ② また、中小規模工事の早期発注や分割発注の推進等に特段の配慮を払うことにより、官公需における中小企業の受注機会の増大を図るとともに、地方公共団体に対しても同様の配慮を要請する。

## 7. 雇用対策

最近の雇用失業情勢を踏まえ、雇用の安定等を図るため、次のような雇用対策の充実を図る（所要額280億円）。

- (1) 雇用動向の迅速かつ的確な把握に引き続き努力するとともに、失業を予防し、企業の雇用維持努力を支援するため、雇用調整助成金制度の助成率の引き上げ（中小企業事業主の場合、現行3分の2を4分の3に改定する等）、指定業種について対象事業主となる下請事業主の範囲を拡大する等制度の活用、充実を図る。
- (2) 中高年齢者などの雇用の安定を図るため、特に中高年齢ホワイトカラー労働者に重点を置いて雇用就業機会の確保及び教育訓練等能力開発対策の充実を図る。
- (3) 省力化、効率化投資等による生産性の向上を図りながら、労働時間短縮を着実に進めるため、事業主に対する指導援助を実施する。

## 8. 税制上の措置

### (1) 住宅取得促進税制の拡充

住宅取得等をより一層促進することにより内需の拡大を図るため、一定の範囲において税額控除率を引き上げるとともに、適用対象にマンションリフォームを追加する等の措置を講ずる。

### (2) 設備投資を促進するための税制上の措置

中小企業の投資や、時短・就業環境改善、環

境保全、輸入促進等に配慮した省力化・合理化投資を支援するため、特別償却と税額控除の選択適用による新たな税制上の措置を講ずる。

(3) 特定扶養控除の引き上げ

教育等の諸出費のかさむ中堅層の税負担軽減に配慮する観点から、特定扶養親族に係る控除額を50万円（現行45万円）に引き上げる。

(4) 従業員レクリエーション旅行の非課税要件の拡大

非課税の対象となる従業員レクリエーション旅行の日数要件を4泊5日以内（現行3泊4日以内）に拡大する。

以上の税制上の措置による減収額は、初年度約1,500億円、平年度約1,700億円と見込まれる。

9. 規制緩和

公的規制がもたらす国民や企業の実質的な負担や制約を軽減し、民間活力を引き出すとともに、国民生活の質の向上を図るために、公的規制の目的・内容を緊急に見直し、この結果に応じ許認可等の大幅な整理を図ることとする。

10. 輸入の促進等

上記の諸施策をはじめとする我が国の内需拡大の努力は、内外無差別、透明及び公正かつ開放的な市場の下、経済の拡大均衡を通じて世界経済にも好ましい影響を及ぼすことが期待される。

(1) 外貨ターミナル等輸入関連インフラの整備を推進するとともに、輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備を進め、これと関連して、総合保税地域制度の活用を図る。また、小額輸入貨物に対する簡易税率制度により、輸入通関の迅速化を図る。

(2) 輸入品及び輸入関連ビジネスの地域における浸透を図るために、地域輸入促進センターを設置する等日本貿易振興会の輸入促進機能の強化を図る。

(3) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等の輸入品販売円滑化貸付けにつき金利の引き下げを図るとともに、対日輸出を行おうとする外国企業向けの日本輸出入銀行の融資制度の運用改善を図る。

(4) 政府の施設等の整備に係る政府調達において、外国製品の輸入が行われるよう配慮する。

(5) 本年4月1日から拡充・強化された製品輸入促進税制の活用を奨励する。なお、投資促進策として今回創設する（7月1日）高度省力化投資促進税制（仮称）において、輸入促進にも配慮することとする。

(6) 本年4月1日から実施した特恵関税制度における鉱工業品のシーリング管理方式の改善により、開発途上国からの輸入の促進を図る。

(7) 為替レートの動向に細心の注意を払い、引き続き輸入品価格動向等に関する調査を行い、円高効果の物価面への浸透状況を的確に把握する。

(8) 市場開放問題苦情処理推進本部（OTO）諮問会議の「基準・認証制度等に係る市場開放問題についての意見」（平成5年4月12日）を最大限に尊重した対応を速やかに決定し、それに基づく措置を早期にとることをはじめとして、市場アクセスの一層の改善に努める観点から、OTOの機能を積極的に活用する。

(9) 多くの開発途上国が直面している経済困難に配慮し、これら諸国の自助努力を支援すべく、効果的・効率的な途上国支援を進める。

11. 金融システムの安定性の確保

昨年来、我が国の金融システムは、金融機関の不良資産問題の処理の進展や自己資本の充実等により着実に安定性を回復し、金融システムに対する国民の不安感は解消されつつあるが、今後とも、金融システムの安定性の確保を図るため万全を期すこととする。

(1) 金融機関の不良資産の早期処理

① 住宅金融専門会社等の経営問題について具体的な取り組みの進展が見られるところであるが、他の個別問題についても、今後関係者が一層の努力を行うことを要請する。

② 共同債権買取機構による不良債権の買取りが本年3月に実行されたが、今後とも早期に不良債権の処理を行うよう金融界に要請する。

(2) 金融機関の融資対応力の確保

① 健全な経済活動に必要な資金の円滑な供給を図るため、金融機関に対し、融資体制の強化を要請する。

② 自己資本調達手段の多様化や債権の流動化の促進に引き続き努める。

(3) 以上の措置のほか、個々の銀行による不良資産のディスクロージャーの実施等、従来より進められてきた諸措置を引き続き推進する。

#### 12. 安定的で活力ある証券市場の確立

証券市場が資金調達、運用の場として円滑に機能するよう、安定的で活力ある市場の確立に向け、引き続き市場をとりまく環境整備に努める。

(1) 株式組入れ比率の制限を設けない新たな指定単については、その円滑な運用を引き続き推進する。

(2) 個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進

- ① 本年2月より実施された株式累積投資制度の着実な推進を図る。
- ② 発行企業に対し、単位のくくり直しや株式分割等を引き続き要請する。

(3) 企業の資金調達環境の整備

- ① 社債発行限度規制の撤廃、受託制度の見直し等を含む「商法等の一部を改正する法律案」の早期成立を期し、その速やかな施行を図る等引き続き社債市場における諸規制、諸慣行の見直し、撤廃を図る。
- ② 自己株式の取得及び保有に関する規制の見直しについて、次期通常国会までに結論を得、所要の対応をすべく検討を促進する。

(4) 以上の措置のほか、発行企業に対する配当性向の引き上げの要請等、従来より進められてきた諸措置を引き続き推進する。

#### 13. 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

### 総合経済対策の概要

(単位 億円)

区分	事業規模
公共投資等の拡大(A)	106,200
公共事業関係費	41,700
一般公共事業(含む公団等)	36,400
(うち 公共用地先行取得)	(4,000)
災害復旧事業	5,300
施設設備費	11,500
地方単独事業	23,000
公共用地先行取得等事業債等	12,000
住宅金融公庫等	18,000
中小企業対策、(B)	24,300
民間設備投資の促進	
中小企業対策	19,100
民間設備投資の促進	5,200
小計(A)+(B)	130,500
雇用対策	280
減税による5年度減収見込額	約1,500
合計	約132,000

◆現行金利一覧 (5年5月17日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 ( ) 内前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	2.5	5. 2. 4 (3.25)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	2.75	5. 2. 4 (3.5)
短期プライムレート	4.0	5. 2.15 (4.50)
長期プライムレート	5.1	5. 5. 6 (4.9)
住宅ローン		
・固定金利型	6.12	5. 4. 1 (6.3)
・変動金利型	4.9	5. 4. 1 (5.2)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	5.1	5. 5. 6 (4.9)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	4.9	5. 3. 1 (5.2)
・住宅金融公庫	4.30	5. 1.25 (4.45)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	4.3	5. 3.24 (4.6)
(期間5年~7年)	4.35	5. 3.24 (4.65)
(期間7年以上)	4.4	5. 3.24 (4.7)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)		
・定期預金 (期日指定定期)		
1年	3.39	5. 3. 1 (3.82)
2年	3.64	5. 3. 1 (4.07)
・普通預金	0.26	5. 3. 1 (0.38)
・貯蓄預金 40万円タイプ	1.86	5. 5. 3 (1.86)
20万円タイプ	1.86	5. 5. 3 (1.86)
・定期積金	2.28	4. 8.17 (2.4)
・市場金利連動型定期積金		
3年未満	2.32	5. 3. 1 (2.32)
3年以上	2.51	5. 3. 1 (2.51)
・通知預金	0.51	5. 3. 1 (0.63)
郵便貯金金利		
・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)	2.39	5. 3. 1 (2.82)
・積立貯金 (1年)	2.47	5. 3. 1 (2.47)
・通常貯金	1.56	5. 3. 1 (1.8)

(注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの数の銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても取り扱い。

◆公社債発行条件 (5年5月17日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>4.542</u> 4.5 <u>99.71</u>	〈4月債〉 4.458 4.5 100.29
割引国債(5年)	応募者利回(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>4.240</u> <u>3.395</u> <u>81.25</u>	〈1月債〉 4.433 3.546 80.50
政府短期証券(60日)	応募者利回(%) 割引率(%) 発行価格(円)	(2月15日発行分～) 2.384 2.375 99.6096	(8月3日発行分～) 3.141 3.125 99.4863
政府保証債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>4.949</u> 4.8 <u>99.00</u>	〈4月債〉 4.874 4.8 99.50
公募地方債(10年)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>4.974</u> 4.9 <u>99.50</u>	〈4月債〉 4.900 4.9 100.00
利付金融債(3年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>3.800</u> <u>3.8</u> 100.00	〈4月債〉 3.700 3.7 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 <u>4.200</u> <u>4.2</u> 100.00	〈4月債〉 4.000 4.0 100.00
割引金融債	応募者利回(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈5月債〉 3.327 2.722 3.21 96.78	〈4月債〉 3.327 2.722 3.21 96.78

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

### ◆ 7か国蔵相・中央銀行総裁会議（G 7）の共同声明について

主要先進7か国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国）の大蔵大臣および中央銀行総裁は、4月29日（日本時間30日）、ワシントンにおいて、以下のような共同声明を発表した。

1. インフレなき持続的成長の回復は、国内・国際経済上の諸課題に取り組むという我々の努力にとって極めて重要である。それは、より多くの国民に職を与え、失業から救い出し、強い社会的要請に応えるための経済的余裕を生み出し、拡大しつつある貿易不均衡および保護主義圧力を削減させることに資することとなる。それは、将来の成長を高めるための投資の機会を増やすことに資することとなる。

2. 成長を高めるための我々の努力は、それぞれの置かれた異なる経済状況を反映するものでなければならない。しかし、インフレなき持続的成長の強化という各国の目標は、国際的な利益とも合致するものである。我々はこれらの目標を追求するために経済政策協調プロセスにおいて協力していくこととする。この目的に向けて、我々はお互いに緊密に話し合い、各国において現在とられつつある以下のようなアプローチについて合意した。

- 北米においては、景気の回復が始まっており、インフレは引き続きコントロールされている。米国およびカナダは、主に財政赤字の相当規模の削減を通じて国内貯蓄・投資の改善を図る措置を実施しつつある。このことのプラスの効果は、長期金利の相当の低下というかたちですでに現われてきている。

- 欧州では、いくつかの国では民間の需要は弱く、失業が上昇しており、また他の国では景気回復は始まったばかりであるが、エジンバラの欧州首脳会議で合意された「欧州成長イニシアティブ」が現在実施に移されつつある。ほとんどの国において金利は以前の高水準から低下

してきている。中期的財政再建策の実施と労働コストおよびインフレ圧力の抑制によって、一層の金利低下の余地が生じ、成長にも大幅な貢献をするであろう。

- 日本においては、国内需要が低迷していることを受けて、大幅な追加的経済対策が発表された。こうした対策は、内需中心のインフレなき持続的成長という重要な目標に向け、歓迎すべき貢献となるものであり、大幅な対外不均衡の削減にも貢献することとなる。

3. 國際的貿易システムの一層の開放は、世界の成長を最大限にするうえで不可欠である。成長ストラテジーを成功させるためには、ウルグアイ・ラウンドの早急かつ適切な決着が必要である。保護主義は、成長を損なうものであり、それに抵抗することが求められている。

4. 我々の経済の長期的成長の潜在力を強化し、失業を減らすためには、各国の異なる状況を反映した広範な構造政策をとることが必要である。これには、労働市場の改革およびさまざまな市場の柔軟性を高めること、貯蓄・投資を増大させるための措置をとること、政府支出を物的・人的資本への投資に重点を置くものとすること、医療コストの増加の抑制を図ること、人口の高齢化の経済に与える影響に対処することが含まれる。これらの問題については、東京サミットにおいてG 7の蔵相から首脳に対して報告がなされることになっている。

5. 健全なマクロ経済政策、構造改革、そして開放的国際貿易システムに基礎を置いた、インフレなき成長のための協力的ストラテジーは、為替市場が経済的ファンダメンタルズをよりよく反映するような条件を作り出し、維持することにも役立つであろう。構造改革は、我々の経済の柔軟性を高め、国際的な動向に対する国内の速やかな調整を促し、また、その結果、対外バランスを回復させるために必要とされる為替レートの変動を小さくさせることにもなる。

6. 我々は、為替レートは経済のファンダメンタルズを反映すべきであることおよび過度の変動は望ましくないということに合意した。我々は、最近の為替市場の動向についてレビューし、為替市場において引き続き緊密な協力をしていくとのコミットメントを確認した。

7. 我々は、ロシアの国民投票の結果を歓迎する。この結果は、変革への信託であるとともに、エリツィン大統領および彼の政府による民主主義と経済改革へのコミットメントを、大多数が支持することを示したものである。我々は、ロシアが、今や物価の安定と民間企業の育成・促進のための一層の措置を実施していくことを強く望んでいる。

そのような措置によって、ロシアは、先に今月東京でG7が発表したロシアの改革に対する多国間支援パッケージを十分に活用することが可能となる。この関連において、我々は世界銀行の石油復旧融資についての交渉の成功およびIMFの新しい体制移行ファシリティーの創設についての早急な措置を歓迎する。

#### ◆ EC通貨評議会、第17次 EMS 通貨再調整を実施

EC通貨評議会は、5月13日、スペイン・ペセタを8%、ポルトガル・エスクードを6.5%それぞれ切り下げる旨発表、14日より実施した。

EMS加盟通貨相互間の中心レートと上下限レート（5月14日実施）

	ドイツ マルク (D.M.)	ベルギー フラン (B.Fr.)	オランダ ギルダー (D.Gl.)	デンマーク クローネ (D.Kr.)	フランス フラン (F.Fr.)	アイルランド ポンド (Ir.L.)	スペイン ペセタ (Pts.)	ポルトガル エスクード (P.Esc)
D.M.	上限		2,109.50	115.2350	390.160	343.050	42,4268	8,403.00
100マルクにつき	中心		2,062.55	112.6730	381.443	335.386	41,4757	7,911.72
	下限		2,016.55	110.1675	373.000	327.920	40,5515	7,451.50
B.Fr.	上限	4.95900		5.58700	18.9143	16.6310	2.05664	407.300
100ベルギー・	中心	4.84837		5.46286	18.4938	16.2608	2.01090	383.589
フランにつき	下限	4.74000		5.34150	18.0831	15.8990	1.96616	361.260
D.Gl.	上限	90.7700	1,872.15		346.240	304.440	37.6478	7,455.80
100ギルダーにつき	中心	88.7526	1,830.54		338.537	297.661	36.8105	7,021.83
	下限	86.7800	1,789.85		331.020	291.040	35.9919	6,613.20
D.Kr.	上限	26.8100	553.000	30.2100		89.9250	11.1208	2,202.30
100デンマーク・	中心	26.2162	540.723	29.5389		87.9257	10.8734	2,074.15
クローネにつき	下限	25.6300	528.700	28.8825		85.9700	10.6315	1,953.40
F.Fr.	上限	30.4950	628.970	34.3600	116.320		12.6480	2,504.80
100フランス・	中心	29.8164	614.977	33.5953	113.732		12.3666	2,358.98
フランにつき	下限	29.1500	601.295	32.8475	111.200		12.0915	2,221.70
Ir.L.	上限	2.46600	50.8605	2.77840	9.40600	8.27030		202.544
1アイルランド・	中心	2.41105	49.7289	2.71662	9.19676	8.08631		190.755
ポンドにつき	下限	2.35700	48.6230	2.65620	8.99220	7.90640		179.653
Pts.	上限	1.34200	27.6810	1.51213	5.11930	4.50110	0.556630	
100ペセタにつき	中心	1.26395	26.0696	1.42413	4.82126	4.23911	0.524232	
	下限	1.19000	24.5520	1.34124	4.54070	3.99230	0.493722	
P.Esc	上限	1.07300	22.1400	1.20950	4.09450	3.60010	0.445207	84.9260
100エスクード	中心	1.01094	20.8512	1.13906	3.85618	3.39056	0.419295	79.9828
につき	下限	0.95200	19.6375	1.07280	3.63170	3.19330	0.394892	75.3300

### ◆ドイツ6大経済研究所、春季共同経済見通しを発表

ドイツ6大経済研究所(注)は、5月4日、春季共同経済見通し(毎年春・秋策定)を公表した。その要旨は以下のとおり(以下、旧西ドイツ地域を西独、旧東ドイツ地域を東独という)。

(注) 今回から、東独地域のハレ研究所(Institut für Wirtschaftsforschung Halle)が新たに参加したため、従来の5大研究所共同経済見通しから6大研究所共同経済見通しへ変更。

#### 1. 経済見通し

(景気・物価)

ドイツの景気後退は深刻化しており、回復にはかなり時間がかかるとみられる。西独では、現在の景気後退は本年前半にかけて一層進むと

みており、本年の実質GDP成長率は前年比△2%の減少となる見通し。もっとも、今回の景気後退は、かなり深刻ではあるものの、一部で主張されているような構造的な問題によるものではなく、また、今後のドイツの経済発展について悲観的になる必要もない。条件が整えば、本年末ごろには、欧州諸国の景気回復や、国内消費の回復、在庫調整の一巡等を背景に景気は回復に転じ、来年にはテンポは緩やかながらも回復軌道に乗ることが期待できる。なお、物価は、前年比+4%の上昇となる見通し。この間東独では、現在なおも危機的な状況が続いている。

#### ドイツの実質GDP成長率見通し

(単位 前年比 %)

		1991年 実績	92年 実績	93年見通し	
				前回 (92年10月)	今回 (93年5月)
西 独	実質GDP	3.7	1.5	0.5	△ 2.0
	個人消費	3.6	1.0	1.0	△ 1.0
	政府消費	0.5	2.5	1.5	0.0
	設備投資	9.1	△ 2.7	△ 3.0	△ 7.0
	建設投資	4.1	5.6	1.5	1.5
	輸出 輸入	12.8 11.7	3.2 3.5	2.0 3.0	△ 1.5 △ 1.0
東 独	実質GDP	△31.4	6.8	7.0	5.5
	個人消費	3.8	5.4	1.0	△ 1.0
	政府消費	△ 4.3	4.5	△ 1.5	0.0
	設備投資	100.1	13.3	17.5	10.0
	建設投資	△ 4.9	34.2	21.5	18.0
	輸出 輸入	△25.2 88.8	15.3 12.2	15.0 6.5	8.0 2.0
全 ドイ ツ	実質GDP	0.6	2.0	1.0	△ 1.5
	個人消費	3.6	1.6	1.0	△ 1.0
	政府消費	△ 0.3	2.8	1.0	0.0
	設備投資	16.1	△ 0.6	0.5	△ 4.5
	建設投資	2.9	9.1	4.5	4.0
	輸出 輸入	△ 4.9 7.9	△ 0.5 2.1	1.0 2.0	△ 3.0 △ 1.5
実質 GNP	西 独	3.6	0.9	0.5	△ 2.0
	東 独	△28.4	7.4	7.0	5.0
	全ドイツ	0.7	1.5	1.0	△ 1.5

(注) 91年の東独、全ドイツの計数は6大研究所推計。

## 2. 政策提言

### (金融政策)

現在の厳しい景気後退を乗り切り、来年から堅実な成長過程に復帰するうえで、最も重要なポイントは、ブンデス銀行の金利引き下げである。現在の経済情勢下では、来年までにさらに公定歩合を2%程度引き下げ、短期金利を6%程度にすることが可能であると考えられる。ブンデス銀行は、できる限り早期に公定歩合を引き下げるべきであり、現在、ブンデス銀行が、迅速かつ大幅な引き下げをためらっているのは問題である。

### (財政政策)

中期的な財政再建の鍵を握るとみられていた「連邦再建プログラム」(F K P)は、結果的

には今後の経済成長の観点からみて極めて問題ある決定であった。このF K Pは、州の負担を連邦政府および国民に押し付け、連邦政府の歳出比率を歴史的な高さに押し上げた。また、財政再建についても、本来徹底的な歳出削減後の「最後の手段」とすべき増税が、「最初の主要な手段」へとすり替えられ事実上増税に依存している。このようにF K Pは、「連帶」の名の下にさまざまな問題を隠ぺいするものであった。

政府は、可及的速やかに歳出の削減と見直しを実施すべきである。また、95年から導入が予定されている連帶のための割増所得・法人税については、長期的に導入すべきではなく、当初から時限付きで導入すべきである。

## ドイツの雇用、物価、財政の見通し

(単位 万人、%、前年比 %、億マルク)

		1991年 (実績)	92年 (実績)	93年	
				前回	今回
就業者数	西独	2,922	2,945	2,935	2,898
	東独	718	634	590	610
	全ドイツ	3,640	3,579	3,525	3,508
失業者数	西独	169	181	203	230
	東独	91	117	124	125
	全ドイツ	260	298	327	355
失業率	西独	5.5	5.8	6.5	7.5
	東独	10.9	14.9	16.5	16.5
	全ドイツ	6.7	7.7	8.5	9.2
*消費デフレータ	西独	3.8	4.1	3.5	4.0
	東独	12.8	9.9	8.5	8.5
	全ドイツ	4.8	4.7	4.5	4.5
財政収支	西独	△ 936	△ 664	△ 640	△1,055
	東独	45	△ 171	△ 360	△ 175
	全ドイツ	△ 891	△ 835	△1,000	△1,230

(注) \*91年の東独、全ドイツの計数は6大研究所推計。

### ◆フランス銀行、市場介入金利および5~10日物現先オペ金利を引き下げ

フランス銀行は4月29日、5月6日、13日に以下のとおり市場介入金利と5~10日物現先オペ金利の引き下げを発表した（いずれも即日実施）。

(4月29日) (5月6日) (13日)

市場介入金利 8.50% → 8.25% → 8.00% → 7.75%

5~10日物現先オペ金利 9.50% → 9.25% → 9.00% → 8.75%

### ◆フランス銀行、市場介入オペの頻度を変更

フランス銀行は、5月13日、最近の金融市場の資金余剰地合いを眺め、定例市場介入オペの頻度をこれまでの週2回（原則月曜日、木曜日）から週1回（原則月曜日）に減らす旨発表（5月16日に始まる準備預金積み期間より実施）。

◆イタリア銀行、ファツィオ副総裁を新総裁に選出  
イタリア銀行はチアンピ総裁の首相指名（4月26日）を受け、5月4日、臨時評議会において、ファツィオ副総裁を新総裁に選出した。新総裁の略歴は以下のとおり。

#### アントニオ・ファツィオ新総裁（56歳）の略歴

1936年生まれ  
1960年 ローマ大学経済学部卒業、その後、マサチューセッツ工科大学へ留学  
1966年 イタリア銀行入行  
1973年 調査局長  
1980年 経済調査担当理事  
1982年 副総裁

#### ◆イタリア、チアンピ内閣が発足

スカルファロ大統領は4月26日、チアンピ・イタリア銀行総裁を首相に指名。これを受け同氏は組閣作業を進めていたが、同内閣は5月12日、イタリア議会により承認され、正式に発足した。主要閣僚は以下のとおり。

首 相 Carlo Azeglio Ciampi（無所属、観光相兼任）  
外 相 Beniamino Andreatta（キリスト教民主党）  
国庫相 Piero Barucci（キリスト教民主党系、蔵相に相当）  
財務相 Franco Gallo（無所属＜法曹界出身＞、歳出担当）  
予算相 Luigi Spaventa（無所属＜旧共産党ブレーン＞、経済企画庁長官に相当）  
産業相 Paolo Savona（共和党系）  
農 相 Alfredo Diana（キリスト教民主党）

#### ◆スペイン、政策金利を引き下げ

スペイン・ソルチャガ蔵相は、第17次EMS通貨再調整が発表された5月13日、スペイン銀行の市場介入金利を翌14日より1.5%ポイント引き下げて11.5%とする旨発表した。

#### ◆欧州各国、政策金利を引き下げ

欧州各國は、ドイツにおける有価証券現先オペ最低落札金利の低下（8.09%→7.75%<4月28日>、7.71%→7.60%<5月12日>）等を受け、以下のとおり政策金利を相次いで引き下げた（<>内は実施日）。

• オランダ (4月29日) (5月13日)  
基 準 割 引 歩 合 7.00%→6.75%→6.50%  
債券担保貸付歩合 7.50%→7.25%→7.00%  
約束手形割引歩合 8.00%→7.75%→7.50%

• ベルギー (4月29日) (5月13日)  
公 定 歩 合 7.00%→6.75%→6.50%  
高 率 適 用 金 利 9.50%→9.25%→9.00%

• ノルウェー (4月29日)  
翌 日 物 貸 出 金 利 8.00%→7.75%

• スウェーデン (4月30日) (5月17日)  
限 界 的 貸 出 金 利 9.50%→9.25%→9.00%

• オーストリア (4月30日) (5月13日)  
公 定 歩 合 7.00%→6.75%→6.50%  
ロ ン パ ー ト レ ー ト 8.25%→8.00%→7.75%  
市 場 介 入 金 利 7.70%→7.40%→7.30%

• フィンランド (5月17日)  
基 準 貸 出 金 利 7.50%→7.00%

#### ◆ロシア、国民投票でエリツィン大統領を信任

ロシアでは4月25日、①エリツィン大統領の信任、②大統領が進める経済改革への支持、③大統領選挙および人民代議員選挙の繰り上げ実施、につきその是非を問う国民投票が実施された。その結果、大統領の信任と経済改革への支持については承認に必要な投票者の過半数の支持が得られた（注）一方、大統領と人民代議員選挙の繰り上げ実施については、承認に必要な有権者の過半数の支持が得られず、不成立となった。

（注）第9回人民代議員大会で国民投票の実施が決定された段階では、いずれの設問についても、成立には有権者数の過半数の支持が必要とされていたが、その後、憲法裁判所から、①と②については投票者の過半数の支持があれば有効との判断が下された。